

1 はじめに

2

3 京都府では、昭和30年代の急激な人口増加により自己水源だけでは水道水の安定供給が困難と
4 なった府南部地域の10市町（以下「受水市町」という。）※に対し、水道水の供給を行う「京都
5 府水道用水供給事業（以下「府営水道」という。）」を行っています。府営水道は、受水市町からの
6 要望に基づき、宇治浄水場を皮切りに木津・乙訓の各浄水場を整備し、それぞれ宇治川（天ヶ瀬ダ
7 ム）・木津川・桂川の3川から取水した水を浄水処理した上で、受水市町の水道事業に対し水道用
8 水の供給を行い、地域水道の安定供給に貢献してきました。

9 平成24年度には、府営水道が取り組むべき諸課題の解決に向けた指針として、「京都府営水道ビ
10 ジョン」（計画期間：平成25年度～令和4年度。平成29年度中間改訂。以下「第1次ビジョン」
11 という。）を策定し、着実に取組を進めてきました。

12 しかしながら、水道事業を取り巻く経営環境は全国的に見ても厳しさを増しており、人口減少に
13 伴う水需要の減少や、施設の耐震化や老朽化対策による更新需要の増加、技術職員の不足など、様々
14 な課題に対応していく必要があります。また、平成30年12月に公布された改正水道法では、こ
15 れらの課題に対処するため、水道事業者間の広域連携の推進など水道事業の基盤強化に向けた取組
16 が求められており、府営水道に求められる役割も広がりつつあると言えます。今後も府営水道を中
17 心とした地域の水道を次世代に継承していくためには、府営水道と受水市町の水道事業が抱える課
18 題を全体の課題として捉え、連携して解決を図っていく必要があります。

19 府営水道では平成23年度の3浄水場接続による広域水運用の開始により、浄水場間での相互バ
20 ックアップ体制が整ったことで、給水における安全性が飛躍的に向上するとともに、3浄水場の水
21 源と施設が共有されたことで、受水市町全体に等しく受益が及ぶ状況となりました。また、それぞ
22 れ異なっていた料金を段階的に改定し、経過措置を経て令和4年度に統一しました。これにより共
23 通の財産である府営水道を、受水市町全体で支え合う体制であることが料金面でも明らかとなり、
24 受水市町と連携した取組を進める下地は既に出来上がっていると言えます。

25 今回、『受水市町と共に、安心・安全な水を安定的に供給し続けられる水道事業を構築』を基本理
26 念として、令和5年度からの10年間の府営水道が目指すべき方向性を示す「京都府営水道ビジョ
27 ン（第2次）」（以下「本ビジョン」という。）を新たに策定しました。

28

※受水市町

宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町

第1章 事業展開の方向性

1 府営水道が抱える課題

人口減少に伴う水需要の減少や、施設の耐震化や老朽化対策による更新需要の増加、技術職員の不足など、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。このような状況の中、今後も安心・安全な水の安定供給を継続するためには、府営水道が置かれている状況と課題を的確に把握し、将来を見据えた取組を行っていく必要があります。府営水道が抱える課題について、以下のとおり整理をします。

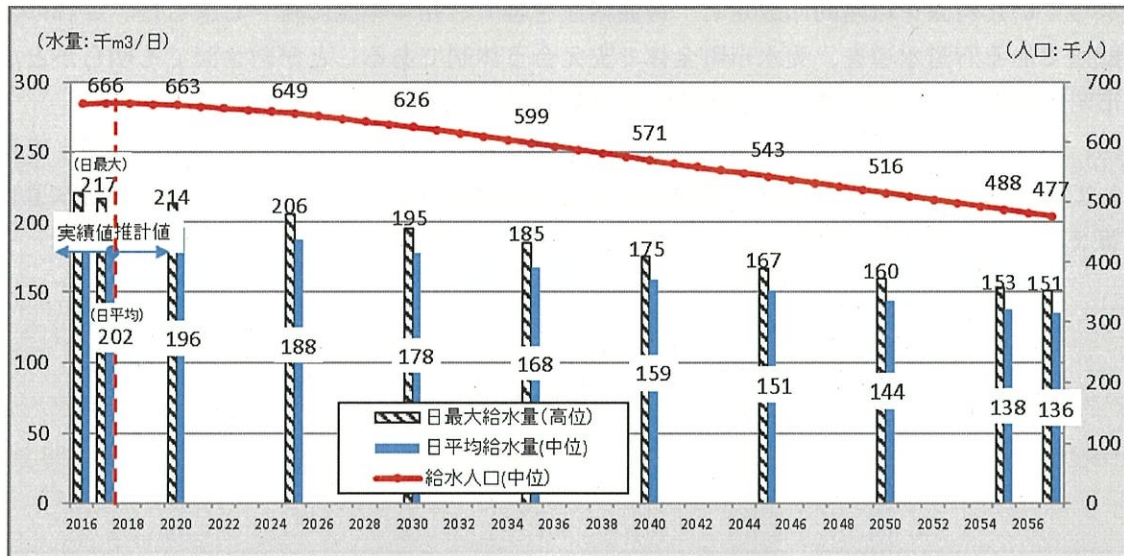
課題1：給水人口と給水量の減少

国によると日本の人口推移は、少子化の傾向から減少の方向を辿り、40年後には約3割減少すると見込まれています。水道事業者にとって、人口の減少は水需要の減少につながるが予測され、厳しい見通しとなっています。

府営水道においても、平成30年度に府営水道供給エリアにおける水需要予測を実施したところ、40年後の一日最大給水量は約3割減少する結果となりました。(資料1-1)

調査結果から分かるとおり、府営水道供給エリアにおいても人口減少の影響を受けることは避けられず、受水市町と共に水需要に見合った適正な施設規模や配置のあり方を検討していく必要があります。

【資料1-1 府営水道供給エリアの人口推移と水需要の予測（40年間）】



20

21

1 **課題 2 : 水道施設の老朽化**

2 府営水道では昭和39年に宇治浄水場を供用開始し、以降、木津・乙訓の各浄水場を順次整
3 備し、水道用水供給事業を行ってきました。この間、府営水道では点検や修繕等の維持管理に
4 よって、できる限り資産の長寿命化を図りながら、更新費用の抑制に努めてまいりました。

5 しかし、各施設の供用開始から一定年数が経過していることから、老朽化による更新需要の
6 増加は避けられません。

7 また、水需要の減少が見込まれる中では、受水市町の水道施設も含めた適切な施設規模等の検
8 討状況を踏まえつつ、効率的かつ計画的な更新を行っていく必要があります。

9
10 **課題 3 : 技術職員の減少**

11 府営水道では、これまで限られた人員の中で安心・安全な水を供給するための不断の努力を
12 重ねてきました。

13 しかしながら、これまで府営水道を支えてきた熟練職員の大量退職が見込まれ、深刻な人員不
14 足に直面しています。

15 現場業務から得られる豊富な経験に裏打ちされた専門的な知識と技術力を、いかに次世代へ
16 継承していくかが課題です。

2 第1次ビジョンの取組状況

府営水道では取り組むべき様々な課題の解決に向けた指針として、第1次ビジョンを策定し、計画期間（平成25年度～令和4年度）において、着実に取組を進め、基盤強化に努めてきました。（詳細は資料編 P100 参照）

事業面（ハード面）

3 浄水場全ての取水から浄水場出口までの耐震化が完了しているほか、大規模災害時の電源喪失による浄水機能の停止を回避するため、3 浄水場及び久御山広域ポンプ場への非常用自家発電設備の整備についても完了しており、安定した浄水処理が可能となっています。

管路の耐震化については、老朽化更新とも整合を図りながら計画的に進めており、設置年度が古く老朽化が進む宇治系送水管路の更新を最優先で取り組んでおり、順次供用を開始しています。今後、木津系管路にも着手していく予定です。

給水体制については、異なる水源を持つ浄水場の接続により給水区域全域に対する相互バックアップが可能となり、災害時等でも速やかに非常時の水運用に移行できる「京都府営水道広域水運用システム」を構築し通常時から水運用を実施するなど、安心・安全な給水体制を確保しています。

水質管理については、「京都府営水道水安全計画」を策定し、水源から分水点に至る一体的な水道水の品質管理に取り組むとともに、3 浄水場への連続臭気監視装置の設置により臭気官能試験を強化するなど、常に信頼性の高い水道水の供給に努めています。

そのほか、今後の事業運営の基礎となる長期的な水需要を把握するため、統計的な推計手法を用いた水需要予測を実施しました。

経営面（ソフト面）

水資源機構のダム割賦負担金の繰上償還や、国庫補助金の積極的な活用による企業債借入額の圧縮により、有利子負債残高の削減に努めました。しかしながら、依然として他の事業体との比較において企業債残高が多く、資金が少ない状況にあることから、今後も経営指標の改善に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

費用負担のあり方については、未利用等となっている水源費について、将来においても受水市町へ負担を求めないこととして整理したほか、今後の更新投資に必要な財源を確保していくため、資産維持費を料金に算入することにしました。また、水系毎で異なっていた建設負担料金、使用料金についても、段階的な改定を実施し、令和4年度から料金単価を統一しました。なお、建設負担水量のあり方については、各受水市町の料金負担に影響を与えるため、慎重な検討と受水市町の理解が不可欠であり、引き続き検討を進めていきます。

人材の確保・育成については、水道事業を支える職員が年々減少する中、健全で持続的な水道事業を運営していくための人材確保・育成、技術継承が課題となっており、人材確保の仕組みづくりや組織内での育成など、取組を強化する必要があります。

また、長期的な水需要予測に応じた府営水道と受水市町全体の適正な施設規模と配置について、受水市町との検討を進めています。

【第1次ビジョンで掲げた取組方策】

	着実に進捗した項目	引き続き取り組むべき項目
事業面 (ハード面)	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治系送水管路の更新・耐震化の推進 ・非常用自家発電設備の完備 ・3浄水場接続による広域水運用の実施 ・「京都府営水道水安全計画」の策定 ・統計的手法を用いた水需要予測の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・木津系送水管路の更新・耐震化 等
経営面 (ソフト面)	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム割賦負担金の繰上償還等による有利子負債残高の削減 ・未利用等水源費の整理 ・資産維持費の算入 ・建設負担料金、使用料金の統一 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営指標の改善に向けた取組 ・人材育成、技術継承の取組強化 ・受水市町を含めた適正な施設規模と配置の検討 ・建設負担水量のあり方 等

2

3

4

5

6

3 基本理念

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、今後も安心・安全な水を安定的に供給するためには、京都府営水道事業経営審議会第2次答申（以下「第2次答申」という。）でも示されたように、府営水道単独では解決が困難な課題については、受水市町と共に協力し、広域化・広域連携といった抜本的方策も積極的に検討していく必要があります。

これまでに3浄水場の接続による広域水運用の開始や料金単価の統一など、受水市町との連携に向けた取組を進めてまいりました。これにより府と受水市町との共通の財産である府営水道を、広域化という論点から議論する下地は整ったといえます。府営水道と受水市町が共に知恵を出し合い、一致団結して取組を進めるため、本ビジョンにおいても、基本理念を以下のとおり掲げることとし、将来の目指すべき姿や課題解決の方策が、全受水市町と共通のものとなることを目指します。

【基本理念】

受水市町と共に、安心・安全な水を安定的に供給し続けられる水道事業を構築

第2次答申（令和元年12月）

- ・単独で解決が困難な課題については、府営水道と受水市町とは共に協力し、広域連携・広域化といった抜本的方策も積極的に検討していかなければならない
- ・現在の府営水道と受水市町が個々に事業を運営する体制では、これからの厳しい事業環境に対応することが困難となることを危惧
- ・複数の水道事業者が連携又は一体的に取り組む広域化に、経営基盤を強化する効果を期待
- ・既に府営水道と受水市町の区域では府営水道という共通の財産を有し、広域化を議論する下地は出来上がっている

1

2

3

4 ビジョンの位置づけ等

5 本ビジョンは、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とし、厚生労働省が「水
6 道事業ビジョンの作成について」（平成26年3月19日健康局水道課長通知）において策定を要請し
7 ている「水道事業ビジョン」及び総務省が「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成
8 26年8月29日自治財政局公営企業課長等通知）において策定を要請している「経営戦略」として位
9 置づけます。また、府内全域の水道事業の方向性を示す「京都水道グランドデザイン」との整合を図
10 ります。

11 なお、本ビジョンの策定に当たり学識経験者の優れた知見を活かすため、京都府営水道事業経営
12 審議会の下に、京都府営水道ビジョン検討部会（以下「新ビジョン検討部会」という。）を設置し、
13 9名の有識者に参画いただき、計7回に及ぶ熱心な御議論をいただくとともに、受水市町とも密な
14 意見交換や情報共有を行ってまいりました。（詳細は資料編P110参照）